

第 2 回検討委員会における各委員からの御意見

負担を求める理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能なまちづくりのため、土地建物の有効活用的手段とするとともに、空き家が管理不全状態となったときに発生する社会的費用について原因者負担の考え方で課税していくことが考えられるのではないか。 ○ 別荘と空き家を同じ土俵に乗せると無理が生じるのではないか。すみ分けて議論してはどうか。 ○ 人口を持続的にしていくため、本来住めるところに住んでもらうよう、税を活用してはどうか。 ○ 空き家の固定資産税が重くないために、まちの機能に見合った居住空間の配分になっていない。市場の調整力を発揮するためにも、居住者のない住宅への課税を考えるべきである。 ○ 住宅価格が高いことは問題ではなく、使用されていないことについて罰則的に税を課すとの理由でよいのではないか。 ○ 空き家への課税によって空き家の流通につながることを期待できる。
負担を求める対象	<ul style="list-style-type: none"> ○ 京都市では別荘の件数が相対的に多くないため、別荘だけを新税の対象として議論する意義は小さい。 ○ 住民票のない住宅を課税対象とすべきではないか。 ○ 課税対象を市街地の住宅に限定することも考えてはどうか。
負担の求め方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財産課税よりは均等割のような定額の課税の方がよいのではないか。 ○ 市民感情として、広さ等にかかわらず同じ額を課税することに理解が得られるか、考えなければならない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空き家対策の手段には税以外もある。他の手段との関係も考えながら、どうすれば機能できるか考えていく必要があるのではないか。